

路線である。三刀屋駅から分岐して松江に通じ出雲大社、美保ノ関、玉造温泉等山陰観光地と広島を結び、快適のリヤージュンパスを使用しているので観光客の利用が多くなっている。沿線は名勝に恵まれ出雲大社、宍道湖、三瓶山、尾関山公園等があり、四季の訪問客は絶えない。また湯抱、志学、玉造の各温泉がある。本路線の途中にある中国山脈は海拔 600m の高地のためここをこえる道路は雪のため布野・掛合間は約 1 箇月不通となる。この名物としては宍道湖の白魚、三瓶高原のわさびおよび三次の鮎(あゆ)等がある。(可野虎男)

うんこうじゅんじょ 運行順序 平常の場合において列車が停車場間を運転する順序のことであって、各停車場の着発または通過時刻を定めることによって当然に定まるものである。この列車の運行順序にしたがって各停車場においては適切な作業計画を立てておく。(萩原貞次)

うんそう 運送 (英) transportation (独) Beförderung (仏) transport

1 人または物品を一定の場所から他の場所に移動し、それによって場所的効用の増加をもたらすこと。原始的な物々交換の時代においては、運送はすべて生産者または消費者自らの手によって行われていたが、経済が発達し、分業制度が確立され、近代の大規模生産組織が完成し、しかも生産地と消費地との距離が増大するにしたがって生産と消費とを結合させる手段としての運送の価値が飛躍的に増大するに至り、生産にも消費にも属しない運送業が独立し、今日のような発達をみるに至ったのであって、現代社会における運送の地位はわれわれの経済・文化はもちろん、軍事上または国家経済上不可欠のものである。

2 運送の意義を法律的にみると、人または物品を場所的に移動することであって、その移動が人の意思にもとづいて行われ、かつ人の需要を充足するものであることを要する。したがって風のために木の葉が移動し、流水によって川底の石が移動し、または戸戸の開閉、庭木の植替、人の歩行等による移動は運送ではない。しかし少なくとも上記の要件を具備しているならば移動の手段・方法のいかんは問わないから、その移動が体力によるものであっても、動力によるものであっても、また目的物自体の自動によるものであっても、さしつかえない。鉄道が車両の運送を引受け、その車両の動力と車輪とを利用して運送し、またはトラクターをその動力を利用して移動させることも運送と称することを妨げない。

運送は契約の目的として行われる場合としからざる場合とがあり、さらに前者は運送契約の目的として行われる場合と単に賃金を得る目的で行われる場合とがあるが、運送契約の目的として行われる場合が法律上とくに運送として規制されている場合であって、単に賃金を得る目的で行われる場合や、契約の目的としてでなく行われる場合の形態である自己の物品を運送する場合や親族・知己を自動車に便乗させるような効果意思の伴わない場合等は、法律上とくに運送としての規制を受けることはほとんどない。したがって法律上運送なる用語は、運送契約上の目的として行われる場合に用いられるのが通例である。

3 運送はその行われる場所、運送の目的物および運送の用具等によってつぎのように分類される。

(1) 運送の行われる場所によって陸上運送、海上運送および空中運送に区別される。陸上運送とは商法第 569 条に規定されている運送人がなす運送の範囲であって、狭義の陸上運送と湖川・港湾における運送すなわち平水運送とを含んだ意味に解されており、海上運送とは商法第 737 条以下で規定されている海上の運送を意味するもので、上述した平水運送を含めて水上運

送といわれている。空中運送とは空中において航空機等によって運送する場合で、わが国には行政上の監督法規である航空法以外に特別の運送法がないので、多くの学者は陸上運送の一部と解している。

(2) 運送の目的物は人または物品であって、前者を運送する場合を旅客運送といい、後者を運送する場合を物品運送という。物品運送はその運送の方法によりさらに貨物運送、小荷物運送、手荷物運送に区別できるが、商法上においては手荷物運送は旅客運送中に含めている。

(3) 運送に要する用具、すなわち運搬具の種類によってはつぎのように分類できる。

ア 馬車運送 馬車を使用する場合。

イ 自動車運送 自動車を使用する場合。

ウ 航空機運送 飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等を使用する場合。

エ 船舶運送 船舶を使用する場合。

オ 鉄道運送 鉄道施設を利用する場合で、法律の適用によって狭義の鉄道運送と軌道運送とに分れる。

(4) なお運送形態が特殊なものに * 通し運送、* 相次運送がある。――陸上運送。海上運送。空中運送。物品運送。旅客運送。運送契約。(小林倉雄)

うんそうえいぎょう 運送営業 社会生活が発達し人や物の移動が量的にも距離的にも大量かつ遠隔地となるに伴ない、この移動を行う事業が自家運送から分化し、独立の営業として社会生活を補助する重要な機能をはたすに至った。これが運送営業である。運送営業の語は「運送業」と同義であるが、主として商法適用上の用語として特別の意義をもっている。

1 意義 広く運送営業とは人または物の場所的移動を営業とすることである。運送とは人または物の所在を一定の場所から他の場所へ移すことで、その移動の行われる場所が陸上または海上であろうと、また移動の手段が鉄道、船舶または自動車その他の道具であろうとを問わない。人とは生きた人間のことで法律上は旅客といい、物とは移動の可能な動産のことで法律上は物品、運送品、貨物などと称せられている。営業とは他人の求めに応じ利益を得る目的で、同種類の行為を反覆継続してなすことである。運送営業の場合における同種類の行為とは運送を引受けることで、運送という事実行為ではない。したがって運送営業とは、他人の求めに応じ利益を得る目的で人または物の場所的移動の引受を、継続反覆して行うこととすることができる。運送を引受ける行為を営業としてなすときは、その引受行為はわが商法上では相対的商行為となり、その営業者は国家、私人の別を問わず商人となる(商法第 2・4・502 条)。

しかし商法上とくに運送営業という場合は上述の意味における運送営業とやや異なる意味をもっている。すなわち商法上とくに運送営業という場合は、海上において行われる運送営業は含んでいない。けだし商法は第 3 編第 8 章において運送営業と題し、もっぱら陸上または湖川港湾における運送の営業についての規定を設け、海上における運送の営業については別に第 5 編第 3 章において単に運送と題して規定し、とくに運送営業とはいわないからである。商法がこのように区別して規定したのは、海上運送が陸上または湖川港湾における運送とは沿革的に別個の発達をしてきたのみならず、両者の間には性格的にも同一の規定で律するには不適当なものがあるからである。しかし海上において営業として行われる運送が、広義の運送営業であることを否定するものではない。

2 種類 広義の運送営業は種々な立場から分類するこ